

ID: 199

担当部署: 市民生活部 市民室 上宮川文化センター

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立上宮川文化センターの設置及び管理に関する条例 第10条		
例 規 番 号	昭和61年条例第11号		
【根拠条文】 (使用料の免除) 第10条 市長は、市内の官公署及び各種団体等が使用する場で、公益上特に必要があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。 【基準】 根拠条文及び芦屋市立上宮川文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則第7条の規定による。 (使用料の免除) 第7条 使用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を全額免除する。 (1) 芦屋市が主催する行事に使用するとき。 (2) 自治会等、公共的団体が地域活動を目的とした行事に使用するとき。 (3) 市長が特に必要と認めたとき。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日